

民生福祉常任委員会記録

(議案分)

平成27年6月12日

【開催日】 平成27年6月12日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時7分～午後3時40分

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	岩本信子
委員	小野泰	委員	三浦英統
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

傍聴議員	岡山明		
------	-----	--	--

【執行部出席者】

健康福祉部長	河合久雄	健康福祉部次長兼社会福祉課長	岩本良治
高齢福祉課長	吉岡忠司	高齢福祉課主幹	塚本晃子
高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長	尾山貴子	高齢福祉課主査兼高齢福祉係長	坂根良太郎
高齢福祉課主査兼介護保険係長	河上雄治	地域包括支援センター主任	荒川智美
国保年金課長	亀田政徳	国保年金課主幹	安重賢治
国保年金課国保係長	大濱史久	病院事業管理者	河合伸也
病院局事務部長	市村雄二郎	病院局事務部次長兼総務課長	山本敏男
病院局総務課主幹	和氣康隆	病院局医事課長	岡原一恵
新病院建設室技監	山本修	企画課企画係長	杉山洋子

【事務局出席者】

事務局長	古川博三	庶務調査係長	島津克則
------	------	--------	------

【付議事項】

- 1 議案第52号 平成27年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第1回)について(高齢)
- 2 所管事務調査 国保料率及び広域化の見通しについて(国保)
- 3 閉会中の継続調査事項について

- 4 新火葬場建設に係る意見交換会について
- 5 議案第62号 山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(病院局)
- 6 所管事務調査 病院事業報告について (病院局)
- 7 所管事務調査 火葬場建設について (山陽斎場の現地視察：環境)

午前10時7分 開会

下瀬俊夫委員長 ただいまから民生福祉常任委員会を開会します。最初に議案第52号平成27年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算第1回について審議に入りたいと思います。それでは説明をお願いします。

吉岡高齢福祉課長 議案第52号平成27年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算第1回でございます。議案の5ページをお開きください。まず、歳出から説明をさせていただきます。5款1項3目23節償還金、利子及び割引料の償還金103万6,000円は平成26年度の地域支援事業費の精算による支払基金の超過交付金の返還分であります。続いて歳入を説明させていただきます。4款1項1目介護給付費交付金218万9,000円の増額は、平成26年度の介護給付費の精算に伴い、支払基金の負担金の不足分を追加交付要求するものでございます。7款1項3目その他一般会計繰入金は平成26年度支払基金交付金の地域支援事業費と介護給付費の精算に伴う財源としての一般会計からの繰入金を115万3,000円減額するものであります。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

下瀬俊夫委員長 何を審議していいかわかりませんが、とりあえず御意見のある方。

三浦英統委員 精算の関係なんでございますけどね、支払のときに多めに払っておるんだろうと思いますけどね、この支払の基準か何かあるわけがございますか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 基準は支払基金のほうが、本市から毎月給付額等の実績を出しておりますので、そこで給付額の決算見込みを出しながら交付金の額を決定しているところでございます。今回につきましては、その決算見込みによりまして介護給付費のほうが実際の精算額より少なかった。そして地域支援のほうが貰い過ぎていたというような実績の中で、これを精算するものであります。

三浦英統委員 まだ6月なんですよ。4月から始まって。なぜこの時期に補正を出しておるのか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 三浦委員の御指摘のとおりなんですが、本来決算を精査いたしまして、そしてこの金額を出すところでございます。介護につきましては国、県、それから支払基金の3つから交付金をいただいているところでございまして、国、県の精査につきましては来年2月に例年精算をさせていただくという格好になりますので、例年でいけば12月議会のときに補正を出させていただいているところでございます。ただ、支払基金の精算につきましては先方の都合ということになりますけれども、毎年9月に精算をということで要求が上がってまいります。したがって、まだ決算が確定していないところではありますけれども、9月の補正では間に合わないという状況下にありますので、決算見込みということで、大変恐縮でございますが、今回6月の補正で毎年上げさせていただいているところでございます。

下瀬俊夫委員長 ほかに。いいですか。なければ質疑を打ち切ります。討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは議案第52号平成27年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算第1回について採決をいたします。賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致。52号は以上で終わります。

2 所管事務調査 国保料率及び広域化の見通しについて
（記録については所管事務調査分に記載）

午前 11時25分 休憩

午前 11時31分 再開

- 3 閉会中の継続調査事項について
(記録については所管事務調査分に記載)

- 4 新火葬場建設に係る意見交換会について
(記録については所管事務調査分に記載)

午前 11時48分 休憩

午後 1時3分 再開

下瀬俊夫委員長 民生福祉常任委員会を再開いたします。それでは議案第62号山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について審議に入りたいと思います。説明をお願いします。

河合病院事業管理者 お忙しいところ誠に済みません。おかげさまで新病院になりまして順調に今のところ経過しております。そのことをまず御報告して、本日は先ほど委員長が申されましたように議案第62号の御審議をいただくことと、決議事項について説明させていただきますので、どうぞよろしくをお願いします。内容につきましては担当者が説明しますのでよろしくをお願いします。

和氣病院局総務課主幹 それでは、議案第62号山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。今回の改正の内容は、昨年的人事院勧告における給与制度の総合的見直しに基づき国に準じて改正を行うもので、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により管理職手当の支給を受ける職員が勤務を要する日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に管理職員特別勤務手当を支給するものです。これまでは、土日祝日に勤務し

た場合に支給されていたものですが、今回の改正により月曜日から金曜日の未明の時間帯における勤務に対しても支給されることとなります。それでは、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

下瀬俊夫委員長 以上で説明を終わりました。委員の皆さんから質疑を受けたと思います。

矢田松夫副委員長 今回の改正は種類及び基準に関する条例の一部を改正となっていますが、単なる字句の修正だけですか。

和氣病院局総務課主幹 こちらにつきましてはお手元の議案の参考資料を御覧になっていただければと思います。こちらで第14条の第3項、第4項の部分ですね。特に第3項ですが、これまで勤務を要しない日又は休日が支給の対象となっていたものですが、これに追加で勤務を要しない日等以外、通常勤務を要する日ということになるんですが、こちらの午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に手当を支給するということが追加されたものでございます。

矢田松夫副委員長 追加をされたから改正をするということですよ。字句の修正、名称、呼称の変更じゃないんですか。

和氣病院局総務課主幹 支給の対象となる項目が増えたということで、第3項を追加したものでございます。

矢田松夫副委員長 それで、なぜ今の時期に条例の修正をされるのか、ちょっと僕はよく分らないのですが、なぜ今の時期ですか。

和氣病院局総務課主幹 市の条例につきましては3月の議会で条例改正案を提出されたところですが、病院につきまして条例改正が必要であるということで今回改正案を提出させていただいたところです。

矢田松夫副委員長 改正が必要ということは、改正を必要とする人がおるということじゃないんですか。

和氣病院局総務課主幹 対象となる職員は当然おります。実績につきましては現在のところないように職員から聞いております。ただ、実際に該当のある場合は市と同じように支給すべきということで、今回改正したもの

です。

矢田松夫副委員長　であると、今いみじくも言われたように改正の対象とする人があるんだけど実績がなかったと。4月1日から6月1日。なければ遡及というか、4月1日から適用しなくても例えば7月1日からの適用でもいいんじゃないですか。普通であれば遡及して、例えば人勧なんかでベースアップを勧告した場合は何月に遡ってやりますというふうにやりますけど。今いみじくも言われたでしょう。対象者がおるけれどもそういう実績がなかったと。なければ月日は7月1日からでもいいんじゃないですかと私は言うんです。

和氣病院局総務課主幹　こちらにつきましては実際条例の改正案を提出するとき、その辺の把握が正確にできていなかったものですから、4月1日からということで遡及するようにいたしました。

矢田松夫副委員長　この委員会でそういうことの実態が分かったんだから、この委員会に提案されたら、この委員会で施行日をいつにするかというのは決めればいいんですよ。

河合病院事業管理者　基本的に病院の条例は市の条例に準ずるという方針でいきますので、確かにおっしゃるように今回は今のところ実績がなかったので遡及をあえてこだわる必要はないんですが、市に準じるという方針を崩さないという、でないとはかのところに影響して、病院独自のものはある面では作っていないということです。ほとんど市に準じてやっています。

矢田松夫副委員長　であれば、そのときなんで提案しなかったかと僕は言うんですよ。

河合病院事業管理者　市が通るかどうかわからない。市の方針が通ってから出していくということです。市の方針が決定されたから病院も遡及して市と同じようにやっていくということです。

矢田松夫副委員長　そのときは提案できなかつたですか。市のが可決されなければ次病院には行かれませんでしたという言い方でしょう。そのとき一緒にできなかつたんですか。

河合病院事業管理者 市が通ってないものを病院が先に通すということは、万一病院が通ってしまって、市が通らなかつたらまずいことになるので、まず市が通って、その後に行くという、大体これまでもその方針でやっています。

市村病院局事務部長 給与の改正について、この度給与の種類の手扱が変わったもので、通常給料であれば市の給与条例が通れば、病院のほうは企業ですので規定の改正ぐらいで大体手続は終わっていました。こういった条例のときには同時のときもありますし、半歩遅れて若干ずれて出すこともございまして、この度は3月議会にこの条例を出すよりは、初めての27年度の定例で出そうということで、ちょっと遅れた形で出させていただきました。もう一つ該当者の把握ですけれども、今は看護部長であるとか医療技術部長に問い合わせる形で、いわゆるさまざまな日誌をつけておりますので、していますけれども、もし条例を可決していただいたら、その後に改めて正式な文書で各部局に通知を出して確認を取る予定でございまして。今はまだ日誌レベル、部長レベルでの該当は3月にあったけれども、4月以降はちょっとないと思うぐらいのことですので確認をとりたいと思っております。

下瀬俊夫委員長 企業局なので、単独議案として出せんことはないよね。だから市の行政に対応してやらなきゃいけないというものは基本的にないわけでしょ。企業局としては配慮して後から出したということですよ。

市村病院局事務部長 委員長が御指摘されたとおりでございます。

岩本信子委員 企業職員の給与ということが出ましたので、ちょっとお伺いしたいんですが、今は市に準じるという形をずっと取られているということも承知しているんですけど、やはり病院は病院局としての給与体系というのは私は取るべきではないかとずっと思っていたところがあるんですが、そういう考え方というのはお持ちじゃないですか。市民病院だから市の企業としてじゃなくて、市に準じるということは基本的に崩さないというお考えですか。ちょっと今から先のことです。経営もありますからお聞きしたいんですが。

河合病院事業管理者 本来できないことはないんですけど、先日来市のほうが減給しているのに病院がしないとかいうことは、病院としてはできないということで、私たちは市に準じて減給しますよということ。ですから

基本的に市に準じています。もし市が増えたら、そうするかはそのときに考えますけど、少なくとも減給しようというときに独自に減給しませんでしたかということ、ちょっと市に対してもできにくい状況であるということ、市が一丸としてやらねばならないときに私たちだけで、企業職員であるからということで、それはちょっと無理であろうというふうに思っています。

岩本信子委員　今はその形を取っているんだけど、将来的に病院経営としての考え方としての給与基準は作るのかどうかということ。まあ作るという判断されるのかどうかということです。ずっと市に準じるというのはこれから先何十年もずっとやっていくと言われるんだしたら、それはそれであるのかなと思うんですけど、病院経営としての給与体系の考え方ですね、それをお聞きしているんですが。

河合病院事業管理者　病院が独立行政法人であるとか、いろいろなパターンになり得ると思うんです。そのときをきっかけにしなければ、なかなか難しいんじゃないか。やはり私たちが決めるだけではなく組合との交渉が前提になりますので、今はきちんとやったほうがいいんじゃないかと。その辺が将来変わっていけば当然変わっていくものというふうに思っています。ですから決していつもフィックスするというわけではないんですが、今のところ余り組合との摩擦のために時間を取るよりも、病院のほうをちゃんとやるほうに時間を取ったほうがいいというふうに思っています。

矢田松夫副委員長　議案第62号に話を戻しますが、この対象者は何人ぐらいおってんです。

和氣病院局総務課主幹　対象となりますのは看護部の師長クラス以上の職員9人、医療技術部6人、事務部が3人となっております。

下瀬俊夫委員長　18人じゃね。

和氣病院局総務課主幹　そのとおりです。

矢田松夫副委員長　さっき調査したというわりにはさっと答えられんということは、調査してなかったんじゃないかと思うんだが、それはいいけど、先ほど事業管理者が言われた市の条例に準じると、そういうふうに思っ

ているだけであって、市の条例に準じなければいけないというのがどこかにあるんですか。ただそういうふうに言うだけでしょ。ここにちゃんと書いてある。今回は基準に関する条例と書いてありますよね。条例は病院局企業職員の条例というのは確かに一つにあるんですが、あるにも関わらず市の条例に準じるというようなことを言われたら非常に困るんですが。ないものを回答してもらっては。そういう条例ないでしょ。準じなければいけないとか。

市村病院局事務部長 準じるという意味が一つの労使の慣行にもなっております。組合と交渉するときには本庁の制度に準じた取扱いをするということを前提に今までずっと交渉してきておりますし、病院の方針として市の給与体系に準じていくというのが大きな方針ですので、なければならぬという、それはおっしゃるとおりですけど、給与の決定方針ということで、病院局のほうでそのように取扱っております。

下瀬俊夫委員長 それは何か交渉ごとで暗黙の了解事項になっているんですか。

市村病院局事務部長 暗黙ではなくて市のほうが何%下げたから、それに準じた形で病院のほうの職員も何%下げようじゃないかという交渉のやり方をしていきますので。

下瀬俊夫委員長 それは決まったものはないわけでしょ。暗黙の了解があるというだけのことでしょ。何か決まったものがあるんですか。

市村病院局事務部長 明文化したものはございません。

下瀬俊夫委員長 ないわけね。

市村病院局事務部長 財務規定その他の規定の仕方も、例えば手当についても市の給与条例に準じるというのを規定でうたってはおります。ただ給与制度全体の給与を上げたり下げたり、俗に言うカットをしたりにという部分にはありませんけども、基本的に給与の種類うんぬんについては病院局の給与規定の中で市の制度に準じるというのをございます。例えば通勤手当であるとか。

下瀬俊夫委員長 3月に市が条例改正をしたから、決定された後を受けて今回の条例改正をするんだと。それは暗黙の了解があって、そういうふうな

対応をしていると。給与条例の中にそういう規定があって強制的にそうなるということではないんですよ。

河合病院事業管理者 それはありません。実質的に準じているということです。労使ともが実質的にやっている。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。なければ質疑を打ち切ります。討論のある方。「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは議案第62号山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。以上で議案の審査を終わります。

6 所管事務調査 病院事業報告について
(記録については所管事務調査分に記載)

午後2時27分 休憩

午後3時 再開

7 所管事務調査 火葬場建設について(山陽斎場の現地視察)
(記録については所管事務調査分に記載)

午後3時40分 散会

平成27年6月12日

民生福祉常任委員会委員長 下瀬俊夫